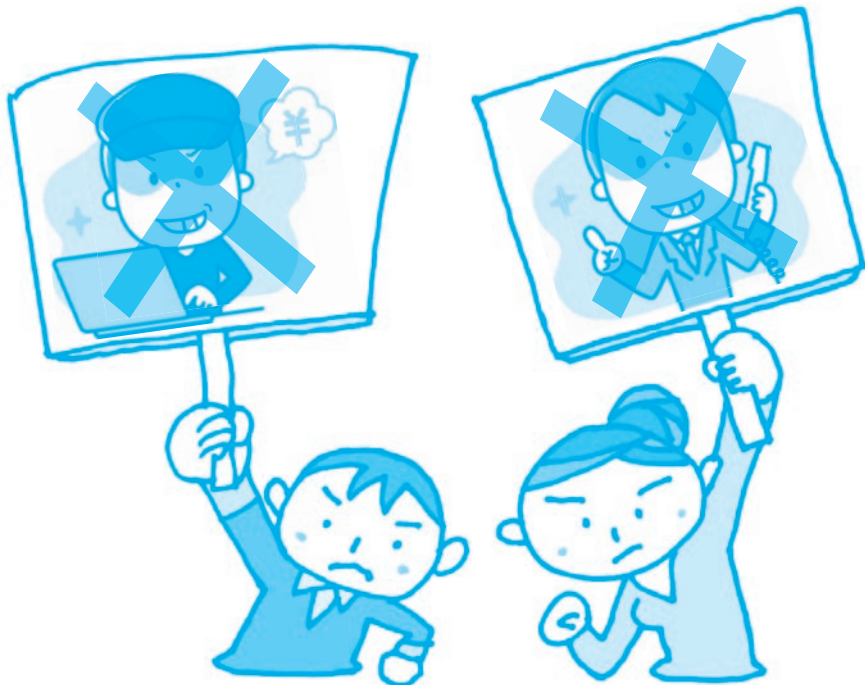


5月は「消費者月間」です

みんなで作ろう！ 消費者が主役の社会！



「自分は大丈夫」が一番危ない！
次の被害者はあなたかも！

平成26年度に『市消費生活センター』へ寄せられた相談件数は336件で、10代〜80代までの幅広い年齢層の方から相談が寄せられました。

相談内容は、店舗販売や訪問販売など直接顔を合わせて行われる取り引きに関するものだけでなく、インターネットの普及に伴い、直接顔を合わせることなく行われる取り引きに関するものも寄せられています。

今回は、寄せられた相談の中から、2つの事例を紹介します。

平成26年度に、市消費生活センターに寄せられた相談

相談内容	件数
店舗販売に関する相談	86件
アダルトサイトに関する相談	53件
訪問販売に関する相談	38件
プロバイダなどに関する相談	36件
借金に関する相談	23件
二セ電話詐欺に関する相談	15件
ネット通販に関する相談	15件
そのほかに関する相談	70件

近年、巧妙な手口を使った悪徳商法や詐欺事件が全国的に増え続けており、振り込め詐欺など特殊詐欺の昨年の被害総額は、全国で約500億円を超えています。市消費生活センターに寄せられた相談から、その手口を紹介します。

☎市消費生活センター(産業振興課商業労政係内) 44-3174

02 特集1

みんなで作ろう！

消費者が主役の社会！

04 特集2

食を通じて、心も体も健康に！
～食生活推進協議会の活動紹介～

06 市からのお知らせ

・新しい「袋井市長寿しあわせ計画」を策定しました

・お知らせします！

ふくろい子どもたちの読書のいま

08 focus on FUKUROI

ふくろい日記帳、グループ紹介

10 コラム

・図書館ほっと通信

・毎日貯筋でココモ予防！

・ふくろい彫刻探訪

11 フクロインフォ

28 背表紙

原田市長の散歩道、街の写真館、

10周年記念コラム

「ふくろい・10年先の未来へ」

表紙のことは

振り込め詐欺など特殊詐欺の被害が増え続けている中、市内の金融機関でも詐欺被害を防止するための声掛け活動などが進められています。

3月中旬には、金融機関のフロア案内係がATMから現金を振り込もうとした方に声を掛け、架空請求による二セ電話被害を未然に防止しました。

2・3ページの特集では、そんな二セ電話詐欺の被害を防ぐための注意点をお知らせしています。皆さんもご注意を！

(撮影協力：静岡銀行山梨支店様)

市民の動き(平成27年4月1日現在)

▽人口…87,155人(前月比+87人)

▽世帯…32,294世帯(前月比+99世帯)

袋井市メール配信サービス

「メローねっと」のご案内

◇袋井市メール配信サービス「メローねっと」は、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、気象情報や同報無線の放送内容など様々な行政情報を配信するサービスです。

◇詳しくは、25ページ「6月の救急診療」に掲載している案内をご覧ください。

「二セ電話詐欺」 こんな電話には要注意です！

① 家族を名乗る電話

- 「風邪で声がおかしい」
- 「携帯電話の番号が変わった」と新しい番号を伝えてくる
- 「会社の金を使い込んでしまった」、「女性を妊娠させた」、「かばんを置き忘れた」などと助けを求められる
- 「誰にも言わないで」と念押しされる

② 警察や市役所・業者を名乗る電話

- 「還付金の支払いのために口座の確認が必要」、「あなたの口座が悪用されているので確認が必要」など、電話で口座情報を求められる
- 「社債」や「未公開株」の購入や名義貸しを勧められる

③ 現金の受け渡しを求める電話

- ATM(現金自動預け払い機)で現金を振り込むよう指示される
- 「レターパック」で現金を送るよう頼まれる
- 部下や友人・銀行職員など、知らない人へ現金を渡すように頼まれる

→怪しい電話があったら、まず確認！

上の項目に当てはまらないか、チェックしてみましょう！

相談事例①

まだまだ多い！

アダルトサイトの「ワンクリック詐欺」

▽相談内容：パソコンや携帯電話・スマートフォンを使ってインターネットのサイトを閲覧した際に、年齢認証を求められてボタンをクリックしたところ、一方的に会員登録が完了したと表示され、会員登録料・利用料など高額の料金を請求されたという相談が、年齢を問わず多く寄せられています。
▽アドバイス：不当な料金を請求されても、支払ったり相手方に連絡したりすることはやめましょう！

相談事例②

「二セ電話詐欺」にご注意を！

▽相談内容：これまでの振り込み詐欺は、家族や警察などになりすまし、指定の口座にお金を振り込ませる方法が多く見られましたが、近年は、日本郵便の「レターパック」で現金を送るよう指示したり、直接自宅まで受け取りに行くから渡してほしいと指示したりする方法が増加しています。
▽アドバイス：落ち着いて内容を確認することはもちろん、怪しいと思った場合は、一度電話を切って、自分の把握している家族などの連絡先へ確認してみましよう。

「クーリング・オフ」制度を

活用しましょう！

「クーリング・オフ」制度とは、契約した後、頭を冷やして冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度です。

制度は、いくつかの法律によって定められていて、取引の内容によって「クーリング・オフ」の期間が異なります。

※「クーリング・オフ」期間を過ぎてしまっても、状況によっては契約を解除できる場合があります。詳しくは、市消費生活センターへご相談ください。

1人で悩まず、まず相談を！

「相談するのは恥ずかしい」「家族に迷惑がかかる」と思い、誰にも相談できずにいる方も多くいらっしゃると思います。

しかし、被害についてあきらめてしまいう前に、1人で悩まず市消費生活センターにご相談ください。

市役所3階にある同センターには、プライバシー保護に配慮したプライバシースペースが確保されています。電話相談でも、相談者や相談内容などのプライバシーは堅く保護されるほか、匿名での電話相談も受け付けています。

是非、お気軽にご相談ください。

●市消費生活センター

- ▽場所：市役所3階・産業振興課内
- ▽相談時間：午前9時30分～午後4時
- ▽電話：44-33174



市消費生活センター
相談スペースでの相談(イメージ)

「消費生活出前講座」を

ご利用ください

市消費生活センター相談員とボランティア団体「ほ〜いほい劇団」が、詐欺事例の手口や対処法について、寸劇を交えながら分かりやすく楽しく説明します。

講座受講を希望される方・劇団メンバーになつてみたい方を随時募集しています。興味をお持ちの方は、市消費生活センターまでお問い合わせください。



「ほ〜いほい劇団」の皆さん